

高尾野中学校 いじめ防止基本方針

令和3年2月改訂

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校のいじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関する基本方針を定めたものである。

2 いじめに対する基本方針

- (1) いじめは絶対に許されるものではないという共通認識を持ち、組織として未然防止・早期発見・早期対応に努める。
- (2) いじめに対しては「いつでも」「どこでも」「誰にでも」起こり得ることであるという基本的認識を持ち、生徒の状況を把握する機会を定期的に設ける。
- (3) いじめがひとつの要因として考えられる自死（尊い命が失われている状況）が続いていることを受け、学校での教育活動全体を通じて命の教育を行っていく。
- (4) いじめをした側もいじめを受けた側も双方から事情を聞き、関係改善やコミュニケーション能力の育成を目指して、根気強く対応していく。
- (5) いじめと思われる事案が発生した場合には、速やかに保護者へ連絡し状況説明を行い、十分に連携しながら、いじめの実態に応じた具体的な対応を行う。

3 いじめの定義について

「いじめ」の定義

【法第2条】「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係（※1）にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（※1）学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

（※2）身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりするなど。

- (1) 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、背景にある事実の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) 被害を受けた生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない場合についても加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

4 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの禁止及び防止について

- ① 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。
- ② いじめを生まない、解決できる、全ての生徒が安心できる学校生活づくり、学級・学校づくりを目指す。
- ③ 学校として特に配慮が必要な生徒（下記ア～エ）については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ア 発達障害を含む、障害のある生徒。
 - イ 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつ生徒。
 - ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒。
 - エ 震災により被災した生徒又は原発事故により避難している生徒。
- ④ 職員間での取り組み（「ニコニコ委員会（不登校対策委員会）」の活用）
 - ア 「いじめ認知」に関する温度差を無くすために、いじめの定義やいじめとして認知すべき、見逃されがちな事例についての研修を全職員で行う。
 - イ 不登校傾向にある生徒や、特別な支援が必要な生徒等の事例を全職員で共有し、問題の解消に向けた話し合いを行う。
- ⑤ 生徒に向けた取り組み
 - ア いじめを考えるキャンペーン [私の行動宣言]

「いじめを考える週間」（4月・9月）で人権同和教育係と連携し、いじめ問題について考える取組を行う。
 - イ [高中ネットルール] の啓発

生徒総会で、身の周りからネットを通じた嫌がらせやいじめをなくそうと [高中ネットルール]（※資料1）を策定されている。生徒会本部役員が学校の課題としてネットトラブルを挙げ、本校から嫌な思いをする生徒がいなくなるように、みんなが過ごしやすい環境作りのために動き出した独自の活動である。継続した活動となるように指導・支援している。
- ⑥ 保護者に向けた取組
 - ア PTA での情報交換会の実施

5月に行われる PTA 総会や毎学期の学級学年 PTA を実施する際に、いじめの定義やいじめとして認知される事例等を紹介し、保護者のいじめに関する認識を高めるとともに、学校では「いじめを決して許さない」という姿勢を示し、保護者との連携を密にとるようにする。
 - イ 「家庭教育学級」の開催

PTA 主催で年に数回実施している「家庭教育学級」の中で、人間関係作りや親子のコミュニケーションの在り方についての講演を行う。

(2) いじめの早期発見に向けて

- ① 実態把握のための各種アンケート調査の実施
 - ア 県統一様式いじめアンケート

6月、11月、2月の年3回いじめの実態把握のためのアンケート調査を実施する。アンケート結果については、学年部等で共有・情報収集を行い、早期対応に生かしている。

イ 生活アンケート

毎月1回、家庭学習調査と併せて、学校生活において嫌がらせなど受けていないかなどの調査を行う。結果については、学年部等で共有・情報収集を行い、早期対応に生かしている。

ウ 「学校楽しい〜と」(県総合教育センター)の活用

5月、10月に「学校楽しい〜と」を実施し、学校生活における適応状況や、周囲との関係、現在の充足感について把握している。教育相談時や日常の教育活動での留意点として活用する。

② 教育相談の実施

6月・11月に全校生徒を対象にした教育相談を実施している。実施前には事前アンケートを実施し、生徒が相談しやすい状況作りを目指している。また、夏休み期間の8月には教育相談ウィークを設定し、希望者に対して、教育相談を実施する。

(3) いじめへの対処

① 基本的な考え

いじめが発生した際には、まずいじめられている生徒の安全確保を第一に、即座にいじめに係る事実確認を行う。その後、いじめ防止対策委員会で情報共有し、組織として取り組み、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。事実を明らかにした後、生徒間の社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うように努める。

② 生徒・保護者の取組

いじめが確認された場合には、当該生徒への指導はもちろん、学級や学年、全体に対しても人権に配慮した指導を行う。また、今後のいじめ予防のためにも、互いを尊重しあい認め合う人間関係の構築を目指し、学年部を中心に道徳や特別活動を通して、人権尊重の精神を涵養していく。同時に、困ったことや嫌な思いをしたときには身近な大人へ相談できるような環境作りを目指し、速やかな情報提供を呼びかける。

保護者に対して、いじめの事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。また、近年ではインターネット上での悪口や嫌がらせが多く発生しており、保護者管理の下、機器を使用する際には必ず家庭でのルールを決めるなど家庭教育を進めてもらうよう依頼する。

(4) いじめ対策のための校内組織の設置

① 生徒指導部会

毎週木曜日に、校長・教頭・各学年生徒指導係・養護教諭・児童生徒支援加配・心の教室相談員・SSWを中心としたメンバーで、問題傾向のある生徒や不登校傾向にある生徒について、現状や指導についての情報交換、対応策の検討、共通理解を図る。

② いじめ防止対策推進委員会

いじめを未然に防止し、いじめまたはその兆候を早期に発見し、いじめに関する事案に対処して学校組織としてその解決を図ることを目的として、生徒指導部会の出席者、及び必要に応じて関係機関より心理・福祉などに関する専門的な知識を有する専門家へ出席を依頼し、状況に応じて実施する。

③ ニコニコ委員会（不登校対策委員会）

全職員で構成。教育課程に位置づけ、毎月1回実施している。不登校傾向の生徒に関する情報共有や対応策の検討、諸問題等に関しての共通理解を全職員で行う。

(5) いじめの解消について

「いじめ解消」の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「いじめ」が「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットトラブルも含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害児童生徒・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(※資料1)

高中ネットルール

- ・とらない（見知らぬ人と連絡をとらない。）
- ・載せない（個人写真，情報を載せない。）
- ・書き込まない（誰かが嫌がることは書き込まない。）
- ・9時には使用を止めましょう（9時以降は保護者に預ける。）

高尾野中学校生徒会

いじめ問題における指導の流れ

高尾野中学校生徒指導部

いじめは絶対に許されるものではないという共通認識を持ち、組織としての対応に努める。また、いじめは「いつでも」「どこでも」「誰にでも」起こりうることであり、意識を全職員が持ち、指導に当たっていく。

【対応の流れ】

